

防災意識向上のための地域防災の在り方 —土砂災害に関する防災・災害伝承の取組の調査を通じて—

衆議院調査局調査員

岩 崎 光

(国土交通調査室)

■要 旨■

土砂災害の防災をめぐっては、法制度や各種施策に基づき対策が講ぜられてきたが、頻発化・激甚化する災害に十分に対応できているとはいえない。災害時の避難行動や平時からの備えに当たっては、個人の防災意識向上が重要であり、そのためには災害の自分事化が求められる。

広島県内では、繰り返し発生してきた土砂災害の教訓を踏まえ、行政・住民の双方において、災害を伝承し、防災意識向上につなげる取組が行われている。本稿では、そうした広島県内の防災・土砂災害伝承施設の取組及び兵庫県内の災害伝承施設の取組の調査を通じて、地域防災と災害伝承の在り方について検討し、筆者の考案する「2ステップの地域防災」を提案する。

《構 成》

はじめに

- I 土砂災害と砂防に関する法制度等の施策及び広島県内の取組の経緯
- II 災害伝承の取組の調査
- III 地域における防災・災害伝承の在り方
—2ステップの地域防災—

おわりに

はじめに

近年、我が国においては、集中豪雨の多発化等により土砂災害のリスクが高まっている。令和6年の全国の土砂災害発生件数は1,433件で、統計開始以降（昭和57～令和5年）の平均発生件数1,108件を約300件上回るなど、増加傾向にある¹。災害発生時に迅速な避難行動を取るための事前の備えや、被害を減らすための対策が急務となっている。

土砂災害の防災をめぐって、国においては、これまでハード・ソフトの両面で対策が講ぜ

られてきた。ハード対策については「砂防三法」（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、ソフト対策については土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）を中心に行われてきた。砂防三法によって、砂防堰堤の建設などによるハード対策が進められ、ソフト対策についても、土砂災害防止法に基づいて土砂災害警戒区域等の指定や土砂災害ハザードマップの策定・公表、土砂災害警戒情報の発令体制の整備等が進められ、被害の抑制に一定の成果を上げてきた。

一方、ハザードマップについては、住民の避難に役立っていると考えられるものの、ハザードマップの情報だけでは自分自身がとるべき避難行動が分からぬという意見もあり、「身の回りの自然災害のリスクを正しく認識し、避難行動につなげる」ことが課題として

¹ 国土交通省砂防部「令和6年の土砂災害」（2025.3）

指摘されている²。

こうした課題に対し、行政による土砂災害警戒区域の周知やハザードマップの公表及びその利活用とともに、避難行動を行う住民それぞれが防災意識を高めるための水災害の「自分事化」の必要性が指摘されている³。

筆者は、土砂災害のリスクが高く、繰り返し土砂災害が発生してきた広島県を主な対象地域とし、過去の土砂災害を踏まえて自治体や各地域において行われている防災・災害伝承の取組について調査を行った。また、関連事例として、阪神・淡路大震災の被災地における災害伝承の取組についても調査を行った。本稿では、行政による防災のソフト対策の取組、広島県内の土砂災害伝承施設、他地域における災害伝承と防災の取組を事例として、現地での聞き取り調査等の結果を基に、地域住民の防災意識の向上のための災害伝承施設の活用を含めた方策や課題について検討する。その上で、住民が主体となった地域防災・災害伝承の取組の意義、これまで災害を経験していない地域も含めた他地域での事例の応用可能性について考察し、筆者が考える災害伝承を活かした住民が主体となった地域防災の在り方を、「2ステップの地域防災」として提案する。

なお、本稿執筆に当たり、早稲田大学教育学部の久保純子教授（地理学）、広島大学大学院人間社会科学研究科の熊原康博教授（地理学）から意見を聴取し、その結果も記載している。

I 土砂災害と砂防に関する法制度等の施策及び広島県内の取組の経緯

1 広島県における土砂災害リスク

広島県の山地は、主に広島花崗岩と呼ばれる岩石から出来ており、長期間風雨にさらされるなどして風化すると、「マサ土」と呼ばれる砂のような土に変化する。マサ土は、水を多量に含むと、脆くて崩れやすい状態になる性質があり、斜面の表面をマサ土が広く覆う広島県では、土石流やがけ崩れなどの土砂災害ハザードが高いとされる。また、人口が集中する広島市周辺では、都市化や人口増加に伴い、山を切り開き、丘陵地や傾斜地の直下や谷の出口付近まで宅地開発が進められてきた経緯がある。

広島県は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定数（令和7年3月31日現在）が47,854区域（うち土砂災害特別警戒区域は45,073区域）と全国最多であり、47都道府県で唯一40,000箇所以上が指定されていることからも、全国でも突出して土砂災害のリスクの高い地域であることが分かる。

2 広島県における過去の土砂災害と土砂災害防止法の制定及び改正の経緯

広島県内では、これまで、大規模な土砂災害が繰り返し発生し、大きな被害を受けてきた。特に、平成11年6月豪雨災害や平成26年8月豪雨災害は、土砂災害防止法の制定や改正の契機になるなど、広島県の土砂災害と国全体における土砂災害の防災対策の関係は深いといえる。

(1) 平成11年6月災害と土砂災害防止法制定 平成11年6月、広島県の広島市及び呉市を

² 国土交通省ハザードマップのユニバーサルデザインに関する検討会「『わかる・伝わる』ハザードマップのあり方について～あらゆる主体に向けたハザードマップの更なる普及に向けて～」（2023.4）

³ 国土交通省「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」委員長：小池俊雄
国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター長

中心に、集中豪雨による土砂災害が発生した。被災箇所は、土石流等災害で139箇所、がけ崩れ災害で186箇所にも及び、土砂災害による死者は24名、家屋全壊65棟等、近年ない大規模な土砂災害となった。特に、被害は都市近郊の新興住宅地に集中し、都市型の土砂災害と位置付けられる⁴。

被災地においては、土砂災害の危険性の認識もないまま被災した可能性があり、また、新たな宅地開発が進むことで土砂災害のおそれがあり、危険箇所を全て対策工事によって安全にするには膨大な時間と費用を要することが課題とされた。こうした中、危険箇所は年々増加・拡大する状況にあった⁵。

この災害における被害の教訓を踏まえ、災害以前から通達等に基づき実施されていた危険箇所に係る情報提供や警戒避難措置について法的根拠を設けるとともに、立地抑制策の充実を図るものとして、平成12年4月、土砂災害防止法が制定された。砂防三法が原因地におけるハード対策（砂防工事等）に関するものであったのに対し、土砂災害防止法は被害を受ける区域に着目したソフト対策の法律として制定されたのが大きな特徴である。同法では、都道府県による基礎調査を基に、都道府県知事が客観的な指標に基づき、土砂災害により住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域を土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定し、その区域における市町村地域防災計画に情報伝達、警戒避難体制に関する事項を定めるといった警戒避難体制を整備すること、住宅や要配慮者利用施設に係る開発行為の制限や建造物の構造規制を講じる土砂災害特別警戒区域（建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が

生ずるおそれのある区域、レッドゾーン）の指定を行うこととされた。平成15年3月には、全国初の土砂災害警戒区域が広島県において指定された（13区域）。

（2）平成17年改正及び平成22年の土砂災害防止法の改正

平成17年には、警戒避難体制の充実を図るため、土砂災害情報等の伝達方法や避難場所等について、市町村長が作成する土砂災害ハザードマップ等により周知徹底すること等を内容とする改正が行われた（I 3(1)イ参照）。

平成22年には、地震等による河道閉塞（天然ダム）に伴う大規模な土砂災害の発生が予想される場合等における緊急調査の実施等の対応を内容とする改正が行われた。

（3）平成26年8月豪雨と同年の土砂災害防止法の改正

平成26年8月、広島市などを中心に集中豪雨による土砂災害が発生し、死者77名（災害関連死3名を含む。）に上るなど甚大な被害が生じた。

災害発生当時、土砂災害警戒区域等の指定の基礎調査すら完了していない自治体も多く、大規模な被害のあった広島市安佐南区の阿武山南麓地域では基礎調査は既に実施されていたものの、土砂災害警戒区域等の区域指定はなされていなかった。発災以前から、基礎調査については予算等の制約が、区域指定については、地価下落の懸念や構造規制への住民の不満が生じること等が理由となって、進捗の遅れが指摘されてきたところであり、住民に土砂災害のハザードが十分伝わっていないことが当時の課題として指摘されている⁶。

⁴ 広島県「平成11年6・29豪雨災害（広島市・呉市）」<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/100/1171538334545.html>>（2025.8.12閲覧）

⁵ 国土交通省「平成23年度 政策レビュー結果（評価書） 土砂災害防止法」（2012.3）

⁶ 前掲注5

こうした状況を踏まえ、同年11月の土砂災害防止法改正により、都道府県による土砂災害警戒区域等の指定のための基礎調査の結果の公表が義務付けられた。これにより、土砂災害警戒区域に指定される以前でも、地域の土砂災害リスクを認識することが可能となつた。また、警戒避難体制の充実等が図られた。

予算面でも、平成27年に新たに基礎調査の実施に対して優先的に防災・安全交付金を配分する制度が創設された。

(4) 平成29年の土砂災害防止法の改正

平成29年には、水防法の改正とともに、土砂災害防止法についても、市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の義務付けについて規定する法改正がなされた。

(5) 平成30年7月豪雨災害（西日本豪雨）

平成30年7月、西日本を中心とする集中豪雨により広域で土砂災害が発生し、近年の土砂災害の中でも特に大きな被害が生じた。広島県内では、広島市安芸区や呉市、坂町、熊野町を中心に被害が発生し、土砂災害による死者が87名に上る甚大な被害が生じた。全国、広島県内とともに、土砂災害による死者で被災位置が特定できた者のうち約9割は土砂災害警戒区域等で被災しており⁷、発災前に避難行動を促す情報も発令されていた。

このような状況を踏まえ、住民自らの行動に結びつく情報の提供・共有方法を充実させるため、マスメディア等も含めた多様な関係者によるプロジェクトが始動した。

(6) 「流域治水『砂防』」と令和3年の土砂災害防止法、特定都市河川浸水被害対策法等の改正

平成30年7月豪雨等の近年の災害を踏まえ、令和2年7月、国土交通省の社会資本整備審議会は、気候変動に伴い、頻発・激甚化する水害等に対し、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転換を提言した。

土砂災害に関わる砂防分野についても、流域治水の考え方に基づく取組として、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策がハード・ソフト一体で多層的に進められている。

ソフト対策の観点からは、土砂災害リスクを踏まえた防災まちづくりとして、レッドゾーンからの移転等によるリスク回避と、まちづくり計画における居住を誘導すべき区域等を保全するための砂防関係施設の重点整備を適切に組み合わせた早期の防災まちづくりの実現、土砂災害警戒区域等の速やかな指定のための2巡目以降の基礎調査の推進などが行われており、まちづくり・河川・林野部局、民間事業者、住民などあらゆる関係者と連携し、保全対象を中心に安全安心で賑わいの在る居住空間を創出するとされている。

⁷ 国土交通省「平成30年7月豪雨災害の概要と被害の特徴」7頁<https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/hazard_risk/dai01kai/dai01kai_siryou2-1.pdf> (2025.8.29閲覧)

(図表1) 流域治水『砂防』の概念図



(出所) 国土交通省資料「流域治水『砂防』～流域治水における砂防の取り組み～」(2024.1)

流域治水の実効性を高めるため、令和3年に特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が整備され、土砂災害防止法では、要配慮者利用施設の避難計画等に市町村が助言・勧告できる制度を創設する改正がなされた。

このほか、令和3年5月には、改正災害対策基本法等において、市町村が住民等に提供する災害時の避難情報の在り方が見直された。

(7) 令和3年8月豪雨災害

令和3年8月、広島市を中心とする集中豪雨により土砂災害が発生し、広島市西区、安佐北区などで大きな被害が生じた。近年の土砂災害の中では比較的被害は少なかったものの、広島における土砂災害対策の必要性を改めて認識させられる災害となった。

(図表2) 広島県における近年の土砂災害

平成11年 6月	集中豪雨（広島市など） (最大時間雨量81.0mm)	24名
平成26年 8月	集中豪雨（広島市） (最大時間雨量121.0mm)	77名
平成30年 7月	集中豪雨（広島県南部） (最大時間雨量63.0mm)	87名
令和3年 8月	集中豪雨（広島市） (最大時間雨量31.0mm)	1名

(出所) 国土交通省資料、広島県資料等

3 避難行動につなげる平時のソフト対策

土砂災害では比較的早くからソフト対策の重要性が認識されてきた一方で、近年でも多数の人的被害が生じており、実際の避難行動につなげるため、先述した土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定や避難体制の整備に加え、災害伝承に関する取組や、地域防災を担う人材確保・育成なども行われている。本項では、避難行動につながるための平時における全国的な取組を概観する。

(1) 危険性を知る(土砂災害ハザードマップ・災害伝承)

ア 土砂災害警戒区域等の指定⁸

土砂災害警戒区域等に関しては、令和元年度までに一通りの基礎調査が完了し、それらの箇所については、令和3年度末までに区域等の指定が概ね完了している。現在、より高精度な地形情報を活用して指定基準を満たす箇所の抽出精度を向上させる2巡目の基礎調査が継続されている。

令和7年3月末現在、全国で調査結果を公表済みの区域708,443箇所のうち、土砂災害警戒区域が702,270箇所（うち特別警戒区域603,643箇所）に指定されている。

⁸ 国土交通省「土砂災害警戒区域等の指定状況等」<<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/linksinpou.html>> (2025.8.22閲覧)

警戒区域の指定が平成26年の災害時（平成26年度末395,894箇所）などと比べて大きく進む一方、土砂災害警戒区域のうち、被害軽減対策が行われた区域の割合は令和4年度末で22.2%と低水準にあり、今後は警戒区域における対策の推進、警戒区域の周知が課題といえる。

また、2巡目の調査の実施及びその結果を公表し、新たに土砂災害警戒区域に指定された区域についての周知を行うなど、引き続き住民への周知を図ることは必要である。

イ 土砂災害ハザードマップ

土砂災害ハザードマップは、土砂災害防止法に基づき、土砂災害情報等の伝達方法や避難場所等について周知徹底するため、市町村長が作成するものである。令和6年3月末時点での土砂災害警戒区域を指定済み又は指定予定の市町村（全国で1,601。広島県では23）のうち沖縄県の一部を除く全ての市町村で、公表済みとなっている⁹。

一方、土砂災害ハザードマップの周知の面では課題も指摘されてきたところであり¹⁰、土砂災害リスクの高い広島県の調査からも認知の不足がうかがえる。広島県内在住の満18歳以上の男女5,000人を対象とした広島県による令和6年度の県民意識調査¹¹によれば、土砂災害に限らない「災害の危険性の有無を知ったきっかけ」について、「ハザードマップ」を挙げた者は4.3%にとどまり、最も多いのは「自分でパソコンを使ったり、人に聞いたりして調べた」の42.1%だった。また、「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の認知度」について、29歳以下では約50%、30歳代～50

歳代でもそれぞれ30%超が「分からない」と回答しており、自宅が土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に立地しているかどうかを知らない住民も少なくない。

以上から、土砂災害ハザードマップの作成・整備が進められてきた一方で、意識調査の結果からもわかるように、ハザードマップを十分に活用できている住民は少なく、ハザードマップの存在自体や、土砂災害警戒区域等に関する自治体の広報が行き届いていない住民が相当数存在していることが明らかになっている。これまで以上に住民にハザードマップを活用してもらい、土砂災害警戒区域等に関する認知度を向上するため、広報紙やSNSなどを通じてより多くの住民にハザードマップとその活用方法について知ってもらうための周知の在り方が課題となっている。

一方、同調査によれば、「避難場所や避難経路を確認したことがある」者がどのような方法で確認したかについての問い合わせ、「市町が配布したハザードマップ」が58.5%と最も高くなっている。ハザードマップを認知している者においては、避難場所や経路の確認については、ハザードマップが有効に活用されているといえる。

また、令和5年度の同調査¹²では、有識者の指摘として、「学校でハザードマップの確認を促すことや、マスメディア・SNS等で居住地域のリスク確認を促すことが有効に働く可能性がある」とされており、地域住民にハザードマップについて知ってもらい、実際に居住地域の災害リスクを把握するために活用してもらうための工夫が必要となっている。

⁹ 公益社団法人 日本河川協会『2024 河川ハンドブック』(2024.11) 85-86 頁

¹⁰ 佐藤史弥・秦康範ほか、「住民の土砂災害ハザードマップの判読に関する調査研究」『自然災害科学』44巻1号 (2025) 31-44 頁

¹¹ 広島県「令和6年度 防災・減災に関する県民意識調査結果」<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/249/kenmin_ishiki.html> (2025.8.14閲覧)

¹² 広島県「令和5年度 防災・減災に関する県民意識調査結果」(前掲注11と同URL) (2025.8.14閲覧)

ウ 災害伝承（NIPPON防災資産）¹³

災害伝承に係る収集・広報等については、内閣府、消防庁、国土交通省、国土地理院等の各行政機関等によって取り組まれてきており、その経緯は國廣（2024）¹⁴に詳しい。本稿では、このうち最近の取組として、「NIPPON防災資産」について取り上げる。

国土交通省が設置した「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」（委員長：小池俊雄 国立研究開発法人土木研究所水灾害・リスクマネジメント国際センター長）における令和5年8月の取りまとめでは、流域治水の普及施策の1つとして、水害伝承に関する情報（コンテンツ）の普及・拡大が重要であるとされた。これを受け、同年9月には（一財）国土技術研究センターを事務局とした「災害の自分事化協議会」（会長：今村文彦 東北大学災害科学国際研究所 教授（津波工学））が設置され、水害伝承に関する良質な情報の普及・拡大のための方策についての議論が行われた。国土交通省は、ここでの議論や、令和6年元日の能登半島地震も踏まえ、同年5月、水災害に限らず、あらゆる自然災害を対象として、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON防災資産」として国土交通大臣と防災担当大臣が認定する制度を新たに創設した。

令和6年9月には第1回の選定が行われ、優良認定11件、認定11件の計22件の災害伝承施設や災害伝承の取組が認定された。

両大臣の認定によって、全国各地における優良な事例がブランド化されれば、地域住民からの認知度が向上するのみならず、他地域

に対する手本としての横展開や取組の一層の活性化により、各地域の防災力向上につながることが期待されている。国土交通省は、今後、認定された防災資産を通じて、住民が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていくとしている。

なお、認定制度には一定の有効期間が設けられており、活動等が引き続き良質なものであるかの確認等を行った上で、有効期間が更新されることとなっている。また、第2回認定の募集も行われており（令和7年8月7日現在）、今後更に認定案件が広がることで、認知度の向上や関心の高まりにつながることが期待される。

令和7年2月には、第1回「『NIPPON防災資産』の深化を考える会」が開催され、優良認定を受けた関係者による意見交換・議論が行われた¹⁵。同会では、災害伝承活動における課題として、語り部やガイドの高齢化、事業継続のための予算確保、学校教育との連携の重要性、外国人利用者への対応の必要性等について議論がなされた。特に、学校教育との連携についての議論では、「自然の恐れ」（災害リスク・災い等のマイナス面）と「自然の恵み」（プラス面）の両方に触れる内容にする必要性や、座学だけでなく、実験・現地見学等を通じた体験的な学びができるように配慮する必要性が指摘された。

（2）備える（防災計画の作成）

ア 地域防災計画

地域防災計画は、災害対策基本法において地方自治体に作成義務等が課せられており、

¹³ 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課「『NIPPON防災資産』の認定に関する取組」『新都市 第79巻第1号』都市計画協会（2025.1）80頁

¹⁴ 國廣勇人「災害伝承を取り入れた学校現場での防災教育」『RESEARCH BUREAU 論究』第21号 衆議院調査局（2024.12）

¹⁵ 国土交通省「第1回『NIPPON防災資産』の深化を考える会開催結果概要」<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/pdf/shinka_r7_gaiyo.pdf>（2025.8.22閲覧）

都道府県地域防災計画と市町村地域防災計画がある¹⁶。このうち、市町村地域防災計画は、市町村防災会議において作成され、市町村の区域における災害予防、災害応急対策、災害復旧に関する事項を主な内容としている。災害応急対策の一つである、情報の収集、伝達、避難、救助等に関する事項については、土砂災害に関しては土砂災害防止法において記載すべき内容が規定され、数次の改正で充実が図られてきた。

イ 地区防災計画

地区防災計画は、平成25年の災害対策基本法の改正により、地区居住者等が市町村と連携しながら、「自助」・「共助」による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度で、地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

「令和7年版 防災白書」によれば、令和6年4月1日現在、43都道府県244市区町村の2,727地区的地区防災計画が地域防災計画に定められており、46都道府県463市区町村の7,701地区で計画策定に向けた活動が行われるなど、今後は、地区防災計画制度の更なる浸透が期待されている。

同白書によれば、令和5年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成主体は、およそ70%が自主防災組織によるもので、作成のきっかけは行政側からの働き掛けによるものがおよそ76%となっており、行政と住民の協働によって作成が進められているといえるとともに、作成に当たっては行政による後押しも必要であると考えられる。

内閣府の「地区防災計画ガイドブック」（令和7年4月）によれば、地区防災計画の内容

は、①平常時、②災害警戒時、③応急対策時、④復旧・復興時に分けることができるとされ、①は防災訓練や食料等の備蓄、②は避難行動や安否確認、③は避難の支援や避難所運営、④は被災者に対する地域コミュニティ全体での支援などが具体的な内容として示されている。

同ガイドブックでは、①の平常時の防災の活動の例として、防災マップ作成、避難経路の確認、防災教育等の普及啓発活動が挙げられており、各種地域団体や学校、防災士会等との連携も必要とされている。

土砂災害については、国土交通省が「土砂災害に関する地区防災計画作成のための技術支援ガイドライン」を公表し、取組を推進している。

ウ マイ・タイムライン

マイ・タイムラインとは、いつ起こるか分からぬ災害から自分や家族の命を守るために「自らの防災行動計画」のことで、平成27年9月関東・東北豪雨における避難の遅れや避難者の孤立の発生を受けて、住民一人ひとりの単位で、水防災に関する知識と心構えを共有し、事前の計画等の充実を促すためのツールとして開発された¹⁷。具体的には、身の周りの災害危険箇所、避難先、避難経路、避難のタイミングなどをあらかじめ確認し、チャート図等を用いて整理することによって、いざという時に慌てずに避難できるように活用することを目的に、住民自身が作成するものである。

現在は各地域において取組が進められており、国土交通省は「地域におけるマイ・タイムライン事例集」を公表するなど、取組を推進している。

地区防災計画ガイドブックの地区防災計画

¹⁶ このほか、地方の相互間における都道府県相互間地域防災計画、市町村相互間地域防災計画もある。

¹⁷ 国土交通省「マイ・タイムライン」<<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/mytimeline/index.html>> (2025.8.29閲覧)

事例集によれば、地区防災計画の策定に当たって各住民の「マイ・タイムライン」を踏まえて「コミュニティ・タイムライン」を検討し、地区防災計画の素案に盛り込んだ事例もある。地区の住民が話し合いながら計画の素案を作成することは、その過程において自分の住む地区の災害リスクの認識や、住民間、組織間の連携強化につながり、その後の防災の取組を進める上でも意義のあることといえる。

(3) 地域防災の人材確保・育成

ア 防災士

防災士は、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得した者を日本防災士機構が認証する民間資格制度である。

同機構によれば、令和7年9月末現在、331,462名が認証されており、認証者数は近年増加を続けている。

地域防災力の向上等のため、様々な自治体が防災士の養成講座の開催や資格取得のための助成等を行っている。こうした助成制度の多くは、資格取得後に地域の自主防災組織において活動することや、市区町村の防災士名簿に登録することなどが条件とされている¹⁸。

費用¹⁹の自治体負担により、個人で資格を取得しようとする場合よりもハードルは低くなることから、こうした取組が全国に広がる

ことが期待される。

防災士資格を取得した住民には、自治体によって呼称に差異はあるものの、「地域防災リーダー」などと呼ばれる各地域における防災リーダー的存在として、自治会や町内会、自主防災組織等において、積極的に活動し、各地域において防災に関する知見を広めることが期待されている。

イ 自主防災組織

自主防災組織は、昭和34年の災害対策基本法制定時から、同法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として位置付けられ、自治会単位で組織されるものが多い²⁰。また、同法においては、国や地方公共団体に自主防災組織の育成や充実が責務として課されており、1,024市区町村で資機材の購入費及び運営費等に対する補助が、176市区町村で現物支給が行われ、国も「自主防災組織等活性化推進事業」により担い手確保等を推進している。

自主防災組織の当初の結成率は低く、結成が強く推奨されるようになったのは平成7年の阪神・淡路大震災以後とされる²¹。令和6年の全国における自主防災組織のカバー率²²は85.4%で、10年前の平成26年の80.0%から増加している。ただし、広島県では95.0%など90%以上の都道府県がある一方で、東京都では78.0%、千葉県では69.3%と都道府県によって差があるのも現状である。また、実際にはほとんど活動が行われていない例も多いこ

¹⁸ 一例として、東京都武藏村山市では、防災士の資格取得後、積極的に市や地域が行う防災訓練に参加するとともに、災害時において、避難所運営に協力できる、市及び地域が策定する防災に関する計画に係る意見聴取に協力できるなどの条件を満たした市民を対象に、資格取得に係る費用を全額補助している。(武藏村山市「令和7年度 防災士資格取得支援事業」<<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/kurashi/bousai/saigai/1021251.html>> (2025.8.20閲覧))

¹⁹ 防災士資格を取得するに当たっては、防災士養成研修講座の参加費（実施期間により異なる）防災士教本代4,000円、防災士資格取得試験受験料3,000円、防災士認証登録料」5,000円が必要となり、概ね6万円を超える。

²⁰ 総務省「自主防災組織等の充実強化方策に関する検討会」(2017.2.9) 公表のアンケート結果によると、町内会単位で町内会と同じ組織である団体が約57%、町内会単位でその一部の会員で組織を構成している団体が約12%。

²¹ 三好岩生「土砂災害危険地における住民の防災意識と自主防災活動の課題」『砂防学会誌』vol.72, NO.1 (2019) 12-20頁

²² 自主防災組織がその活動範囲としている地域の世帯数／管内世帯数。各データは「令和6年度 消防白書」又は「平成26年度版 消防白書」による。

とが指摘されており²³、カバー率の高さが実態を伴っているかは疑義がある。

土砂災害に対する自主防災組織の役割は、主に、情報伝達・呼びかけ、避難経路の点検、持ち出し物の用意、避難誘導、避難生活の助け合いなどがあるとされる²⁴。

ウ 砂防ボランティア²⁵

砂防ボランティアは、平成7年1月の阪神・淡路大震災において、全国各地の砂防関係技術者が集まり、土砂災害危険箇所の緊急調査を実施したことを契機としたもので、「土砂災害から地域住民を守るため、その意欲があり、また砂防に理解や知識のある人々のボランティア活動の総称」と定義付けられている。平成8年からは、砂防ボランティア協会が組織され、同協会が中心となって活動している。

砂防ボランティアは、平常時には、土砂災害に関する知識の普及・啓発、講習会の講師派遣、土砂災害警戒区域等の指定のための住民説明会の支援などが行われており、住民の土砂災害の防災意識の向上に貢献している。また、災害時には、土砂災害危険箇所等の緊急点検等に取り組み、被災地の復旧・復興に貢献している。

4 広島県における取組事例

広島県では、これまでの災害を踏まえた防災の取組が、県全体での取組として行われている。本項では、広島県によるソフト対策の取組の中でも、地域防災や住民個人の避難行動につながるための施策を紹介する。

(1) ひろしまマイ・タイムライン²⁶

広島県では、「ひろしまマイ・タイムライン」として、住民によるマイ・タイムラインの作成を推進しており、令和7年2月の県民意識調査結果によれば、21.4%ではあるが、マイ・タイムラインが作成されている。特に子育て世帯において作成されており、これは、学校における防災教育が家庭における防災意識の向上に繋がっていると考えられ、学校が行政から住民への防災の橋渡し役になっているといえる。

ひろしまマイ・タイムラインは、防災教育においても活用されており、広島県では小学生向けの防災教材を作成し、県内の各小学校等に配布している。

令和6年度の県民意識調査においては、「マイ・タイムラインを作成してどう感じたか」という質問に対する回答として、「適切に作れているか不安である」が26.5%、「災害時に本当に役立つか疑わしい」が14.9%など作成方法の難しさやその活用方法が課題となっている。

なお、こうした取組は、他の都道府県でも行われており、東京都では「東京マイ・タイムライン」として、広島県と同様に手書きで作成するための用紙や専用のアプリの提供などを行っている。

(2) 広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動²⁷

広島県は、平成26年8月豪雨を踏まえ、「災害死をゼロにする」という目標の下、県民及

²³ 前掲注21

²⁴ 李勇昕ほか「土砂災害に対する地域防災のステークホルダーの関係性について—日本と台湾の比較を通じて—」『自然災害科学』J. JSNDS 42-1 53-65 (2023)

²⁵ (一財)砂防フロンティア整備推進機構「砂防ボランティア」とは<<https://www.sff.or.jp/volunteer/about/>> (2025.8.21閲覧)

²⁶ 広島県「自らの防災行動計画を作ろう「ひろしまマイ・タイムライン」」<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/249/hiroshima-mytimeline.html>> (2025.8.21閲覧)

²⁷ 広島県「広島県「みんなで減災」県民総ぐるみ運動とは」<<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/249/minnnadege-nnsai.html>> (2025.8.21閲覧)

び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるように、平成27年3月に、「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動条例」を制定した。

同条例に基づき、「知る」「察知する」「行動する」「学ぶ」「備える」の5つを行動目標に、「災害に強い広島県」の実現を目指し、県民、自主防災組織、事業者、行政などが一体となって運動を行っている。

施策を所管する同県の「危機管理監みんなで減災推進課」においては、先述したマイ・タイムラインの作成の推進のほか、防災教室や防災訓練の実施、災害再現VRの配信なども行っており、県民の防災意識向上に取り組んでいる。

5 広島市における取組事例

広島市では、前述のとおり、平成26年8月豪雨災害、平成30年7月豪雨災害などにおいて甚大な被害を受けた。

筆者は、両災害も踏まえた広島市における土砂災害の防災に関する取組について、令和7年7月25日、広島市役所において、広島市危機管理室災害予防課の脇田知茂主査、同市都市整備局都市整備調整課復興まちづくり係の橋平剛史主任技師より聞き取り調査を行った。本項では、同調査の内容を基に、広島市における地域防災への支援、災害伝承の取組についての事例を紹介する。

(1) 地域防災の担い手確保・防災士資格取得支援

広島市においては、地域防災の担い手確保のため、防災士資格取得の講座開催を通じて、地域防災リーダーを養成している。広島市地域防災リーダーは、「防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする人材」とされ、自主防災組織の推薦を受け、防災士の資格を取得した者が務めるこ

ととされている。

防災士資格取得のための講座は、広島市が主催して行っており、本人の費用負担なしで受講可能である。

本制度を活用して防災士資格を取得した者は令和6年度までに1,771名で、毎年度200名程度が新たに資格を取得していることから、市民からは一定程度の関心があることが分かる。一方、脇田主査は、土砂災害などがこれまで発生してこなかった地域では、被災経験のある地域と比べて関心が低く、地域によって資格取得者に偏りがあるため、過去に災害を経験した地域とそうでない地域での防災意識の差が出ていると指摘している。

防災士資格を取得した市民に対しては、その後も資格を活かし、地域防災の担い手として活動してもらうため、広島市では、「防災士フォローアップ研修」を実施している。また、地域の防災マップの作成や避難所の開設・運営に関する講習、各地域の防災リーダーが交流する合同交流会なども実施している。令和4年度には、広島大学の熊原康博教授が講師となり、地域の地形図から過去の災害や地域の歴史を読み取る研修が開催された。熊原教授は、この研修について、地形図の読み取りにより、災害だけに限らず、地形を活かした暮らしにも目を向けてもらうことが目的で、熱心な参加者も多く反響は良かったが、今後は各地域のオーダーメイドに対応して行えれば望ましいと指摘している。

なお、広島市のように、自治体などが主催する防災士養成講座は、日本防災士機構によると、29の府県、40の市町等、48の大学等研究機関等において実施されている（令和6年度実績）。大学等研究機関による講座は全国的に広がっている一方、自治体については西日本が中心となっており、養成講座を実施する自治体には偏りも見られる。

(2) 地域防災の取組支援

ア わがまち防災マップ

「わがまち防災マップ」は、地域主体で作成する防災マップのことと、市内各地域の自主防災組織が中心となって区役所、消防署等と連携し、土砂災害警戒区域等のハザード情報を基に、地域の避難場所や避難ルート上の危険情報等を記載するもので、広島市ではその作成支援を行ってきた。令和5年度までに、市内全地区（市内全ての自主防災組織）で作成が完了し、一部は市のホームページ上でも公開されている。

マップ作成は、①作成地域の決定、②市が派遣したアドバイザーによる作成説明会、③住民による話し合い、④図上訓練による地域の防災上の問題点の洗い出し、⑤危険箇所の目視確認などをするためのまち歩き、⑥マップの作成・印刷といった流れで行われる。

防災マップの中には、災害伝承を取り入れたものとして、災害現場の写真を掲載したり、過去の災害についての説明を加えたりしている例もみられる²⁸。

脇田主査は、わがまち防災マップの意義として、災害の危険性などを地域で共有するために災害を可視化するためのツールであり、作成をゴールとするのではなく、スタートとして、図上訓練やまち歩きに参加してもらったり、家庭や地域の日常的なイベントなどで使ってもらったりすることで、普段から避難場所や経路の確認をしておくことが重要と指摘している。

また、熊原教授は、実際に街を歩いたり、写真を撮ったりして作成するというところに意義がある取組であり、行政のハザードマッ

プを写すだけといったことにならないような注意が必要であると指摘している。

地域における防災マップづくりについて、災害時に実際に住民に活用される防災マップとするためには、災害が発生しやすい位置情報だけでなく、地域住民の情報（過去に災害のあった箇所、危険な水路、狭い道など）、避難施設の位置など地域特有の情報を加味する必要があり、作成に当たっては、地域住民にも山に入ってもらい、土砂災害の危険性を肌で感じてもらうことも重要であるとの指摘がある²⁹。

広島市においては、アドバイザーの派遣から印刷費用の負担までを地域主体で行えるよう支援するものであり、各地域においてマップ作成が行われることによって、住民が自分の地域について災害の危険性等を理解し、避難行動に結び付けることにつながると考えられる。

一方、地域の全住民が作成に携わることは難しいため、作成に携わらなかった住民に対しても、マップの活用方法等について、分かりやすく発信していく必要があると思われる。

イ 地域における防災訓練の支援

広島市では、自主防災組織が実施する防災訓練に必要な物品等の購入などの経費を補助し、防災訓練の実施の促進や内容の充実を図る施策として、小学校区単位の組織に対しては年間15万円、町内会単位の組織に対しては年間5万円を上限に補助を行っているほか、資機材購入経費として5万円を5年に1回補助している。補助対象となる訓練は、避難訓練や指定避難所運営訓練、応急訓練、防災意識啓発活動など多岐にわたり、各地域でこれ

²⁸ 広島市「井口5丁目「防災マップ」<https://www.city.hiroshima.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/447/242123.pdf> (2025.8.20閲覧)、広島市「幸崎団地地区わがまち防災マップ【保存版】」<https://www.city.hiroshima.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/013/447/242621.pdf> (2025.8.20閲覧)

²⁹ 松澤真ほか「土砂災害から命を守るための予防防災の取組（I）～長野県辰野町の土砂災害ハザードマップと住民参加型防災マップの作成～」『水利科学』No.382 (2021)

を活用した訓練が実施されている。

(3) 住民個人に向けた災害伝承・防災意識向上のための取組

ア 水害碑リーフレット

広島市では、過去の災害を受けて建立された水害碑（自然災害伝承碑）が各地に存在する。これらをマップ化したものとして、「水害碑が伝えるひろしまの記憶—過去が教えてくれること—」というリーフレットを作成している。過去にどのような場所で、どのような災害が起きたかを地図上で確認することができ、自分の目で災害現場を見に行くきっかけの一つにもなると考えられる。

（図表3）「水害碑が伝えるひろしまの記憶—過去が教えてくれること—」（抜粋）



イ ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo！」

ひろしま避難誘導アプリ「避難所へGo！」は、災害が発生する前に住民に適切な避難行動を取ってもらうための防災アプリで、避難情報などの緊急情報のほか、位置情報を活用した現在地の危険度、最寄りの避難所へのルートの確認ができる。また、土砂災害警戒区域等のハザードの確認や、防災ハンドブックの閲覧、水害碑の位置の確認などもできるため、平時からの利用と災害時の利用の双方に対応したアプリとなっており、令和7年7月現在で、12万ダウンロードを超えていている。

ひろしま避難誘導アプリは、スマートフォンで手軽に防災情報を確認できることから、

住民が防災をより身近に捉えるための貴重なツールになると考えられる。

なお、こうした防災アプリは、行政が配信するものでは、東京都の「東京都防災アプリ」、宮城県の「みやぎ防災」、民間事業者によるものでは「Yahoo！防災速報」などがあり、平時にも災害時にも活用できるような機能が搭載されている。

ウ 広島市豪雨災害伝承館

平成26年8月豪雨災害での被害を踏まえ、広島市安佐南区梅林学区の住民が広島市に対して、住民自らが運営を担う復興交流拠点施設の設置を提案した。これを受け、広島市は「広島市豪雨災害伝承館条例」（令和4年6月17日 条例第31号）に基づき、広島市豪雨災害伝承館を設置した（施設の機能、活動状況等については後述）。

同条例では、伝承館の設置の目的として、「平成26年8月豪雨による災害を始めとする自然災害から得られた教訓及び知識を伝承し、防災又は減災に関する学習の機会を提供することにより、市民の防災意識の高揚、地域における防災活動の促進等防災まちづくりの推進を図ること」とされ、①豪雨による災害を始めとする自然災害から得られた教訓及び知識の伝承に関する資料の収集、保管、展示及び供用、②防災又は減災に関する学習の機会の提供、③その他市長が必要と認める事業を行うこととされている。条例においても、「学習の機会の提供」が事業内容として定められており、資料の展示にとどまらず、防災学習によって市民の防災意識の向上に資することが期待されている。

6 坂町における取組事例

筆者は、広島県安芸郡坂町における、平成30年7月豪雨災害における被害を踏まえた土砂災害を中心とした防災に関する取組について、令和7年7月25日、坂町災害伝承ホール

において、坂町の小田嘉幸技監兼建設部長、同町民生部環境防災課の窪野稔課長、同町建設部建設課の藤本大一郎課長補佐、同町民生部環境防災課危機管理室の永田幹雄室長より聞き取り調査を行った。本項では、同調査の内容を基に、坂町における防災、地域防災への支援、災害伝承の取組についての事例を紹介する。

(1) 地域防災の担い手確保

坂町では、地域防災の担い手確保のための施策として、地域防災リーダー養成講座を実施しているほか、令和元年度からは、広島市主催の防災士養成講座に参加する町民の防災士資格の取得支援を行っている。

坂町には13の自主防災組織があり、避難訓練や防災マップ作成が行われているが、各組織の活動内容には温度差があり、平成30年7月豪雨での被害状況によっても異なるとのことである。

(2) 地域防災に対する町としての支援

自主防災組織や自治会等が自主的に避難訓練や防災に関する講演を実施した場合、備蓄品の配布や講師の紹介、講師謝金を町費で負担しているほか、講演等に町職員がオブザーバー参加する場合もあり、町民が主体となつた防災の取組を支援している。

(3) 町による啓発活動等

坂町では、毎年7月6日を坂町独自の「防災の日」として設定し、黙とうのお願いを防災行政無線で放送している。また、出水期前には、町民センター等において、防災パネルの展示や広報誌での啓発などが行われており、平成30年7月豪雨の被害を風化させないための取組が行われている。

(4) 町による災害伝承の取組

ア 坂町災害伝承ホール

平成31年3月の坂町土砂災害対策有識者委員会の「平成30年7月豪雨災害時の坂町における避難対応等の検証と今後の適切な避難行動の支援に向けた提言」では、「災害碑を活用した防災教育や地域における災害の歴史・教訓を具体的に後世に伝え、継承していく取組を継続的に実施すべきである」とされた。その後坂町が策定した「平成30年7月豪雨災害坂町復旧・復興プラン」では、災害を風化させない取組として「子どもたちが災害や避難について学べる施設を設置し、写真や映像を通して災害の実態を伝える」との方針が示された。坂町は、同方針を踏まえ、地域住民の津波災害一時避難場所及び災害での教訓を将来に伝承するための教育や研修所の機能を兼ね備えた施設として、令和4年4月に「坂町災害伝承ホール」を開館した（施設の詳細については後述）。

イ 災害・復興記録誌

坂町では、令和6年3月に『坂町災害・復興記録誌「伝承」平成三〇年七月の記憶』を作成し、町内全世帯に配布した。窪野課長は、坂町災害伝承公園に行くことができない高齢者などでも、記録誌を読むことで防災に対する関心が生まれ、災害時の避難行動に結びつくのではないかと指摘された。

II 災害伝承の取組の調査

1 災害伝承施設・自然災害伝承碑

住民の防災意識を高めるには、災害の自分事化によって当事者意識を持つことが必要である。そのためには災害伝承を通して、過去の災害や災害ハザードのある地形的特徴を知る必要があると考えることから、災害伝承に着目した。

(1) 災害伝承施設

全国には、過去の災害の経験や教訓を後世に伝えるための伝承施設が数多く設置されている。矢守（2013）³⁰では、「災害を引き起こした自然現象のメカニズム、被害の状況、あるいは、被災からの復旧・復興のプロセスを理解しあとづけると共に、そのことを通して、犠牲者の慰霊、災害の記憶の保全、将来の防災・減災への貢献などを主目的として、（特定の）災害に関する諸資料や諸活動を、意図的かつ集中的に集積・組織化した施設」を「災害に関する博物館」と定義している。本稿では、このような施設を災害伝承施設とする。

災害伝承施設については、令和5年より「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」の呼びかけで「日本災害伝承ミュージアム・ネットワーク」として全国の施設マップ化等が始まられているところであり、令和7年9月現在、68の災害伝承施設のほか、消防組織による展示や体験が充実した16の大型防災センター、その他6の関連施設がある。このほかにも、災害を伝承する施設や公園は各地に存在し、災害の記憶を伝える取組が行われている。

(2) 自然災害伝承碑³¹

国土地理院の定義によれば、自然災害伝承碑とは、「過去に発生した自然災害（洪水、土砂災害、高潮、地震、津波、火山災害等）の様相や被害状況等が記載されている石碑やモニュメント」のことであり、当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることが多い。

平成30年7月豪雨により発生した土砂災害

で多くの犠牲者が出た広島県坂町において、100年以上前の大水害の被災状況を伝える石碑が現地に建立されていたものの、地域住民にその内容が十分に伝承されていなかったという経験をきっかけとして、国土地理院において自然災害伝承碑の情報の整備や公開が行われることとなった。自然災害伝承碑は、国土地理院の地理院地図及びハザードマップポータルサイトの自然災害伝承碑表示画面で誰でも閲覧することができる³²。災害種別での区分もなされており、伝承碑のある地域が、過去にどのような災害に遭遇してきたかが明らかになっている。

熊原教授は、自然災害伝承碑の意義について、被害が大きかったところで、人通りのある場所に建立されているので、「ここで災害が起きたのだ」と知らせる効果があるとした上で、その活用方法について、年に1度は地域の人が街を歩いて、自然災害伝承碑周辺で勉強会のようなことができればいいのではないかと指摘している。

（図表4）坂町の明治40年の災害伝承碑



（国土地理院資料）

³⁰ 矢守克也『巨大災害のリスク・コミュニケーション—災害情報の新しいかたち—』ミネルヴァ書房（2013.9）168頁

³¹ 国土地理院「自然災害伝承碑」について<<https://www.gsi.go.jp/common/000211781.pdf>>（2025.8.26閲覧）ほか

³² 地理院地図等のデジタル地図への自然災害伝承碑の掲載については、「デジタル技術等を活用した災害伝承、教育を推進することにより、若い世代の防災意識の向上に努めてまいりたい」とする内閣府副大臣答弁がある（第217回国会 参議院 行政監視委員会 令和7年4月14日）。

2 広島県の土砂災害伝承施設の事例

(1) 広島市豪雨災害伝承館

「広島市豪雨災害伝承館」(広島市安佐南区)における災害伝承・防災の取組（広島市による設置の経緯等についてはI 4 (3)参照）について、令和7年7月24日、同館において、畠堀秀春副館長、同館スタッフで防災士の石井誠氏を対象とした聞き取り調査及び展示等に関する現地調査を行った（調査結果：図表5）。

実施（各利用団体が主催）	
同館の指摘する課題	スタッフの中心は60代以上で、語り部を含めた後継者の確保 スタッフとしての収入のみでは生活が成り立たず、若い世代がスタッフを務めるのが困難
地域との連携	近隣の保育園、幼稚園、小中学校などが防災教育のために訪問
NIPPON 防災資産	優良認定（第1回目） 知名度向上に効果 優良認定を受け、今後は防災教育の中身をスキルアップしたいとのこと

（出所）聞き取り調査及び現地調査を基に作成

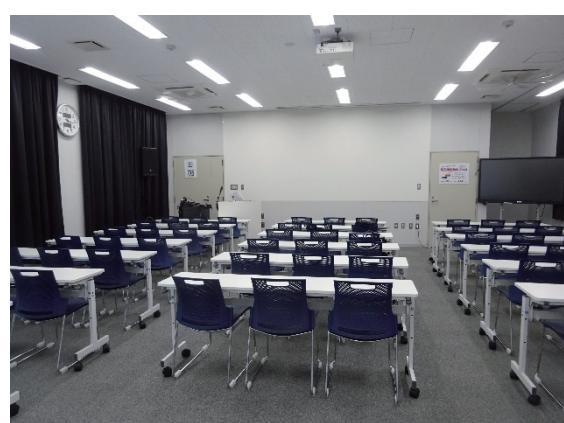
（図表5）調査結果：広島市豪雨災害伝承館

テーマ災害	平成26年8月豪雨災害
開館	令和5年9月
運営形態	広島市の指定管理者として、被災した地域住民で構成される（一社）梅林学区復興まちづくり協議会が運営
スタッフ	平成26年8月豪雨で被災した住民を中心として、大学生のアルバイトを含めた10名（令和7年7月現在）
立地	災害発生現場付近に立地 施設周辺には災害後に建設された砂防堰堤や慰霊碑（県営縁が丘住宅）がある 災害を受けて建設された広域避難路に接続
来訪者	開館から令和7年7月までの約2年間に延べ4万人ほどが来訪 近隣に限らず県内外から多くの来訪者がある
施設	2階には展示スペース、1階には防災学習のための講義室（図表6）を設置
展示	被害内容、災害後の復興の取組等に関する写真パネルの展示、被災者の証言映像の放映など 人と防災未来センター（神戸市）の関係者の助言、仁川百合野町地区すべり資料館などを参考に制作
取組	スタッフによる語り部の活動、伝承館周辺の被災地案内 防災士資格を有するスタッフによるAED講習等の開催 国土交通省、気象庁、国土地理院などによる災害メカニズムに関する講座等の開催
施設の活用	近隣の学校などが防災教育の場として活用しており、伝承館のスタッフが講師となり、講話の聴講、段ボールベッドづくり体験等が可能 伝承館が立地する公園内の木製ベンチを活用した炊き出し訓練の

広島市豪雨災害伝承館の指定管理者である（一社）梅林学区復興まちづくり協議会は、同地区において平成28年から令和5年までの約7年間、私設私営で開設されていた「復興交流館 モンドラゴン」（被災者の交流、伝承、防災活動の拠点施設で、地域住民によりお好み焼きが提供されていた）を運営していた住民を基とした組織で、住民の提案を受けて広島市が設置し、同交流館ではできなかった取組（防災教育など）が同館では可能になった（I 5 (3) ウ参照）。

同館の特徴として、被害内容やその後の復興の道のりを伝える展示に加え、防災学習の場としての機能を重視していることが挙げられ、来訪者が主体的に災害や防災について学び、地域の内外に関わらず、自分の地域の防災について考える機会を提供している。

（図表6）広島市豪雨災害伝承館の講義室



（筆者撮影）

実際に被災された住民が運営を担っていることから、運営スタッフは語り部としても活動しており、来訪者は、被災当時の状況や経験について、被災者の生の声を聞くことができる。

スタッフによる被災地案内では、災害現場へ足を運び、どのような場所で、どのような被害があったかについて話を聞くことができる。筆者も、実際に被災地案内をしていただいたが、現在は砂防堰堤が整備され、その場所で災害があったことは一見分からぬものの、その場所の地形的特徴を見たり、スタッフの説明を聴いたりすることで、どのような場所にどのようなハザードが潜んでいるかについて考えることができた。こうした被災地案内は、その地域に住む人が過去の災害を知ることにつながるだけでなく、他地域からの来訪者にとっても、自分の住む地域のハザードについて考えるきっかけになるといえる。

熊原教授は、実際に被災地を歩くことで、この場所はそもそも土砂災害により形成された扇状地に住宅が立地していること、自然災害伝承碑から、実際の災害でどれだけの方が亡くなったのかについて認識することができると指摘している。

(2) 坂町災害伝承ホール

「坂町災害伝承ホール」(広島県安芸郡坂町)における災害伝承・防災の取組（坂町による設置の経緯等については I 6 (4) ア参照）について、令和 7 年 7 月 25 日、同ホールにおいて、聞き取り調査（対象者は I 6 と同一）及び展示等に関する現地調査を行った（調査結果：図表 7）。

(図表 7) 調査結果：坂町災害伝承ホール（坂町役場）

テーマ災害	平成30年 7月豪雨災害
開館	令和 4 年 4 月
運営形態	坂町が運営
スタッフ	無人 ※施設の開錠・施錠、清掃等は町役場職員及び地域住民が担当
立地	明治40年の土砂災害、平成30年 7 月豪雨災害などで繰り返し被害を受けてきた災害現場に建設
来訪者	令和 4 年 4 月の開館から令和 7 年 6 月までに延べ9,995人が来訪 行政の視察のほか、議会議員や民生委員なども来訪
施設	1 階建ての展示を中心とした施設で、利用者が主催する各種研修などの用途に応じて会議スペースを確保するなど多様な活用が可能 伝承ホールが建つ公園内には、明治40年と平成30年の水害碑が並んで建立
展示	写真、ポスター、映像等の展示（災害発生時の被害状況を中心に、その後の復興・防災の取組などに関するもの） 防災教育で地域の小中学生が作成したカルタ、標語などの展示 展示物は複数種類あり、定期的に入れ替えを実施
施設の活用	近隣の学校が防災教育に活用 民生委員の団体等が、それぞれの主催のもと、防災や治山堰堤等の研修を実施 坂町独自の防災週間や防災の日を設定し、防災週間には、ボランティア団体が毎年違うパネルの展示などを実施 令和 5 年度までは町主催の追悼式を毎年 7 月に行っていたが、令和 6 年度からは献花台の設置のみで自由参拝
坂町役場の指摘する課題	現在は地域の住民が行っている土日の開錠・施錠を今後も住民が担ってくれるかが懸念
地域との連携	近隣の保育園、小中学校などが防災教育のために定期的に訪問
NIPPON 防災資産	認定（第 1 回目） 認定による注目の高まりを受けて、砂防堰堤などと併せての視察も増加 次回更新時にも認定を目指すこと

(出所) 聞き取り調査及び現地調査を基に作成

(図表8) 坂町災害伝承ホールの展示



(筆者撮影)

坂町災害伝承ホールは、普段は無人の施設で、災害発生時の被害状況を中心に、その後の復興・防災の取組などに関する写真等が展示されており、来訪者は自由に展示を見ることができる。また、会議スペースがあり、団体利用者が防災等の研修の場として貸切りで利用することもできるなど、町の防災学習の拠点としての役割を持つ施設といえる。

繰り返し土砂災害が発生してきた現場に立地し、「ここで災害があった」ということを伝え、写真やポスターの展示等を通して地域における記憶の風化を防ぐとともに、小中学校などの防災教育の場としても活用され、子どもから大人まで町民全体の防災意識の向上を目指している。

坂町災害伝承ホールが建つ坂町自然災害伝承公園内には、明治40年と平成30年の伝承碑が並んで建立されている。明治40年の土砂災害の伝承碑については、平成30年の災害以前から同じ場所にあった(1(2)参照)。

一方で、藤本課長補佐は、町民の認識は「ただ何かがある」といった程度で、土砂災害の危険性があるという認識はなかったのではないかと説明された。また、窪野課長は、平成30年の災害以前から伝承碑があった明治40年

の災害に加えて、その後の大正、昭和、平成にも土砂災害があったが、町民の関心は低かったと考えられるとして、過去を伝え、今後の防災への対応を心掛けていく必要があると説明された。

今後の施設の活用や災害の継承の在り方について、窪野課長は、子どもたちへ伝えていくことが重要であり、子どもへの防災教育が高齢者も含めた地域全体の防災意識向上につながるとの考えから、今後も保育園・小中学校と連携していきたいと説明された。

久保教授は、同ホールについて、災害時や防災にとどまらず、地域におけるイベント開催などにも活用することで、イベント等をきっかけとしてより多くの人が展示に触れることができるのではないかと指摘している。

3 阪神・淡路大震災の災害伝承施設の事例

広島県以外の地域においても、防災・災害伝承に取り組んでいる団体や伝承施設は数多くある(Ⅱ 1(1)参照)。本項では、こうした災害伝承の取組の先進的事例といえる阪神・淡路大震災(平成7年1月17日)の災害伝承施設で、日本災害伝承ミュージアム・ネットワークの施設でもある、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」及び「仁川百合野町地区地すべり資料館」について紹介する。

(1) 人と防災未来センター

筆者は、まず、「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」(神戸市中央区)における災害伝承・防災の取組について、令和7年8月15日、同センターにおいて、須貝正俊副センター長及び森口芳隆事業部次長兼事業課長を対象とした聞き取り調査及び展示等に関する現地調査を行った(調査結果:図表9)。

(図表9) 調査結果：人と防災未来センター

テーマ災害	阪神・淡路大震災
開館	平成14年4月（西館のみ） 平成15年4月 グランドオープン
運営形態	兵庫県の指定管理者として（公財）ひょうご震災記念21世紀研究機構が運営 ※西館は国が整備費・運営費の1/2を補助（東館は県単独事業）
スタッフ	42名（兵庫県派遣職員を含む） 専属の研究員が所属する「研究部」には18名が所属 このほか、語り部や展示解説、外国語通訳を担うスタッフとして、145名の運営ボランティア（登録制）も所属
立地	神戸市中央区の被災地に立地
来訪者	開館から令和6年3月までの約22年間で、延べ982万5,734人が来館（年平均45万人程度、令和6年9月には1千万人を突破） 海外からの来館者も多く、コロナ禍前は年間約3万人が来館
施設	西館（展示は4フロア）、東館（展示は3フロア）の2棟で構成
展示	特撮技術で震災を再現した映像や復興までの道のりのドラマ映像を視聴できるシアター 収集された震災関係資料の展示 防災グッズの実例の紹介 自然現象について学べる体験型展示、VR体験コーナーなど
語り部	運営ボランティアとして登録している語り部が講話を実施（令和5年度は753回実施、43,343人が聴講）
施設の活用	西館1階ロビーを活用した関係機関によるイベント開催 (例：「六甲山の災害展」(兵庫県治山課、六甲治山事務所等主催))
取組	企画展・イベントの開催 (例：「ぼうさい甲子園」(学校における防災の取組のコンクール) 他の施設への出展 防災絵本の制作 災害対策専門職員の育成（自治体職員向けの研修、これまでに約12,000人が受講） 実践的な防災研究、若手防災専門家の育成（これまでに51人の研究員を養成） 災害対応の現地調査・支援（東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などで研究員を被災地へ派遣、これまでに国内外73箇所へ派遣）
同館の指摘する課題	今後、語り部の高齢化が問題になると考えられ、若い世代の担い手確保が必要

	より多くの人に来てもらうための工夫が必要 施設の老朽化に対するメンテナンス、そのための予算の確保の必要性
地域との連携	毎年1回防災訓練を主催（H A T 神戸防災訓練） 地元小学校等との連携を模索中
関係機関との連携	東館には国際的な防災関係機関（(一財)アジア防災センター、兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科など）が入居 国際防災・人道支援協議会（D R A）の事務局として、年1回のフォーラムを開催

(出所) 聞き取り調査及び現地調査を基に作成

人と防災未来センターは、阪神・淡路大震災とその後に発生した国内外の災害の経験と教訓の継承、災害文化の形成、地域防災力の向上、防災政策の開発支援及び創造的な復興を図り、安全・安心な市民協働・減災社会の実現に貢献するため、①展示、②資料収集・保存、③災害対策専門職員（自治体の防災担当職員等災害対策実務の中核を担う人材）の育成、④交流・ネットワーク、⑤災害対応の現地調査・支援、⑥実践的な防災研究と若手防災専門家の育成という6つの機能を有する施設として、兵庫県が設置したものである。

同センターでは、研究員がセンターに所属し、③の自治体職員などを対象とした研修や、⑤の災害時の現地調査や専門的な助言、⑥の博士課程修了者を対象とした若手防災専門家の育成を行うなど、学術機関としての側面も持っているといえる。また、④についても、近隣の国際的な防災関係機関等との連携を主導しており、災害伝承にとどまらず、多方面で防災の取組が行われている。須貝副センター長は、これらは他施設ではほぼ見られない同センターの特徴的な活動といえるのではないかと説明された。

展示については、阪神・淡路大震災の被害を伝える映像や資料から、最新の映像技術を活用した展示や体験型の展示など、その内容・

形態は幅広い。前者は、被害の生々しさや悲惨さを感じさせる一方で、後者は台風や地震などの災害について「楽しみながら」学ぶことのできる展示もあり、過去の災害について知るだけでなく、災害を自分事として捉え、どのような備えが必要かについても体験を通して学ぶことができる施設といえる。

(図表10) 人と防災未来センターの体験型展示(地震の発生シミュレーション)



(筆者撮影)

開館から23年が経つ現在多くの人が来訪しており、須貝副センター長は、令和6年8月の南海トラフ巨大地震臨時情報が出た後などには来訪者が増加しており、防災への関心が高まったことが関係しているのではないかと説明された。地域内外に関わらず、阪神・淡路大震災の教訓から防災について考えるための施設として、今なお多くの人の関心を集めている。

以上から、同センターは日本各地の伝承施設の中核的存在となっていると考えられる。

(2) 仁川百合野町地区地すべり資料館

これに加え、筆者は、「仁川百合野町地区地すべり資料館」(兵庫県西宮市)における災害伝承・防災の取組状況についても、令和7年

8月15日、同資料館において、村田広行兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課長を対象とした聞き取り調査及び展示等に関する現地調査を行った(調査結果:図表11)。

(図表11) 調査結果:仁川百合野町地区地すべり資料館

テーマ災害	阪神・淡路大震災
開館	平成9年11月
運営形態	兵庫県が運営
スタッフ	委託事務員1名のほか、防災学習の講義等は兵庫県が委託し、特定非営利活動法人兵庫県砂防ボランティア協会(以下、兵庫県砂防ボランティア協会)が受講者からの要請を受けて実施
立地	阪神・淡路大震災において地すべり被害が発生した災害現場に立地 対策工事を行った箇所を館内から見ることが可能 付近には甲山森林公园などの観光名所もあり
来訪者	開館から令和7年7月末までの約28年間で、延べ17万6,000人が来館(年平均6,300人程) 新型コロナの影響で一時的な減少はあったものの、その後は回復傾向
施設	1階はガイダンスシアター(防災学習実施時には講義スペース)、2階は模型やパネルなどの展示室、写真や新聞記事を展示するアーカイブ室で構成
展示	災害からの復旧工事、地すべりをはじめとした土砂災害のメカニズムと砂防事業による対策の展示(平成26年度に、それまでの地すべり対策主体の展示から、土砂災害全般を対象とし、見やすく、ストーリー性のある映像・展示構成へとリニューアル) 実際に手で触れて動かすことできる展示も設置
施設の活用	防災学習の場として活用されており、海外(JICA)、大学生、地域団体(民生委員など)などが来訪するが多く(令和6年度は14回開催、213名が防災学習で来訪)、また、地元住民のボランティアグループ「ゆりの会」が毎年1月17日に資料館敷地内の慰霊碑前で慰霊祭を実施しているほか、対策工事を実施した地すべり斜面の植栽を管理する

	等の活動を実施
同館の指摘する課題	県：施設管理費が負担 ゆりの会：メンバーの高齢化、担い手の育成 兵庫県砂防ボランティア協会：人材の減少（高齢化）、有償ボランティアの経費確保の継続
地域との連携	ゆりの会、兵庫県砂防ボランティア協会と連携 兵庫県阪神南県民センター管内の公共施設が協働で行うデジタルスタンプラリーに参加 過去には、鉄道会社が実施する沿線ウォーキングラリーに参加

（出所）聞き取り調査及び現地調査を基に作成

仁川百合野町地区地すべり資料館では、阪神・淡路大震災における地すべり被害やその後の対策工事に関する展示とともに、土砂災害全般に関して、発生のメカニズムやハード面での対策について学ぶことができる。

工学的な内容を分かりやすく説明する工夫がなされており、特に、手で触れて動かしてみることのできる模型、ボタンを押すことで動くジオラマなど、体験型の展示も多いのが特徴で、こうした展示は子どもから大人まで親しめるものと考えられる。

また、地域住民のボランティアグループと連携し、隣接する対策工事実施箇所で整備された植栽等も地域から好評として認知されている。

開館から28年が経過した現在でも年間6千人以上の来館者がおり、その構成も地元住民から各地の大学、海外、地域団体（民生委員・防災協議会など）など多様であり、地域内外から注目されている施設である。

村田課長は、近年の記録的豪雨の頻発化により、土砂災害に対する一般の方や海外の方からの関心も高まっているとした上で、防災意識向上のための取組として、今後も施設を維持し、学校教育や研修の場として利用してもらうとともに、阪神・淡路大震災の地すべりによって34名が亡くなった事実を風化させ

ることなく、災害の教訓を後世に継承したいと説明された。また、兵庫県砂防ボランティア協会の話として、防災学習により自分事として意識してもらえるよう努め、多くの映像や慰靈碑（記念碑）などによって記憶の風化を防ぐことが必要であると説明された。

阪神・淡路大震災の発生から、30年が経過する中、多数の来訪者が継続して訪れていることは、記憶を風化させないための取組が一定の成果を上げているといえるのではないか。

（図表12）仁川百合野町地区地すべり資料館の体験型展示（土石流の発生体験）



（筆者撮影）

III 地域における防災・災害伝承の在り方 —「2ステップの地域防災」—

1 問題の所在

これまで、法制度や各種施策によって、土砂災害リスクの周知、過去の災害の経験や教訓を後世に伝える災害伝承・啓発などが行われてきたが、その効果が十分に発揮されているとは言い難い点もあり、地域・住民が主体となって地域社会における防災（地域防災）に取り組むことで、災害を自分事化し、平時からの備えや災害時の迅速な避難行動に結び付くものと考える。

各伝承施設等の取組や有識者の指摘を踏ま

えつつ、以下に筆者の見解を述べてみたい。

2 「2ステップの地域防災」

これまで、地域防災というと、備蓄や避難訓練などが注目されることが多かった。これらも必要なことではあるが、災害の自分事化という観点からは、これらに加え、そもそも自分の住む地域はどのような地域なのか、どのような災害リスクがあるのかを十分に理解した上で、どこへ逃げればよいか、どのような対峙手段が必要かといった災害への備えや行動につなげる必要があると考える。本項では、これを「2ステップの地域防災」と称して、①「自分の地域について知る」、②「それぞれの地域の特徴に応じた災害への備え」という2段階での地域防災の取組を提案する。

(1) ステップ1 「自分の地域について知る」

内閣府の「防災に関する世論調査」(令和4年)³³では、「自然災害への対処法で家族や身近な人と話し合う内容として重要なこと」について、「避難場所・避難経路について」との回答が80.5%に上る一方、「地域の災害危険箇所について」は24.5%にとどまる。また、「風水害に備えての対策」について、「浸水しやすい地域など、危険な場所を確認している」との回答は29.8%にとどまり、住民の自らの地域の災害発生可能性の認識について十分な認識がないことがうかがえる。

熊原教授は、自分の地域について、「地形」を通して学ぶことが重要であるとして、この地域は危ないということだけを強調するのではなく、地形の特徴を知り、その地形を生かして普段どのように暮らしているか、また、どのような災害リスクがあるかという両面を

知ることで、地域への愛着にもつながると指摘する。こうした地域への愛着がその地域特有の災害発生可能性の理解の促進にもつながると考えられ、重要な指摘と考える。

以上を踏まえ、筆者は、自分の地域について知るための手法として、興味や関心を引く楽しみのある「地域を知る」ためのフィールドワークと「災害を知る」ための災害伝承施設の効果的な活用を提案したい。

ア 「地域を知る」(フィールドワークを通じた地域学習・災害リスクの認識)

学校教育においては、例えば、高等学校の地理歴史科において「地域の自然環境と自然災害との関わりや、そこでの防災対策について考察させるとともに、生活圏の課題を、観察や調査・見学等を取り入れた授業を通じて捉え」ことが適当とされ³⁴、平成30年告示の学習指導要領より、高等学校で「地理総合」が必修化されるなど、調査・見学に重きを置いた教育の充実が図られている。実際に自分で体験して学ぶことは重要であるといえ、学校教育に限らず、地域における取組においても同様ではないかと考える。

広島市の「わがまち防災マップ」の事例では、実際に地域を歩いて、危険箇所を住民同士で話し合う、フィールドワークの取組が行われている。マップ作成時のフィールドワークの重要性やその効果については松澤(2021)³⁵でも指摘されており、地域の防災マップの作成過程におけるフィールドワークの実施は、地域の災害リスクを認識するに当たって有効であると考える。

防災マップ作成は、地区防災計画の策定過

³³ 内閣府政府広報室「「防災に関する世論調査」の概要」(2022.12)

³⁴ 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(2016.12.21)

³⁵ 前掲注30

程において取り入れることも想定される³⁶。地区防災計画の策定の一環としてマップ作成を行うことで、平時の備えや災害後の取組等、その後の地域の防災の取組全体にも好影響を与えるのではないだろうか。

また、他地域においても、神奈川県平塚市の自然災害伝承碑などの災害関連施設を巡るまち歩きイベントや、岩手県宮古市における過去の被災状況や教訓を伝えるガイドツアーの取組支援など、フィールドワークによる災害伝承の取組が行われている例があり³⁷、こうした事例も大いに参考となる。

久保教授は、フィールドワークを行う際には、災害だけに着目するのではなく、地域の自然や歴史、文化財なども取り入れたまち歩きを行うことで、楽しみながら参加することができ、自分の住む地域について深く知ることにつながると指摘しており、より多くの人に参加してもらうという観点からも、地域のイベントとして行うことは非常に有効である。

一方で、全ての地域に上記のような先進的な取組やイベントが存在するわけではないが、例えば、地域の防災士等とともに、ハザードマップなどを基に、災害の危険箇所や自然災害伝承碑を見て回ることだけでも、防災意識の向上につながる成果は上げられると考えられる。

イ 「災害を知る」(災害伝承施設の活用による災害のリスクの認識と防災意識の向上)

地域の災害を知るに当たっては、災害伝承施設の効果的な活用が有効と考える。災害伝承施設では、多様な展示や体験、語り部による講話の聴講や各種講座の受講などによる防災学習などを通して、多面的に災害や防災について知り、学ぶことができる。自分の地域にある災害伝承施設を訪れるだけでなく、

他地域の施設を訪れるることも有効と考えられることから、筆者の考える災害伝承施設の効果的な活用を提案する。

本稿における調査（II）では、災害伝承施設と一口に言っても、各施設の展示の特徴や取組は多様であることが明らかになった。それぞれの施設において、展示や語り部など、来訪者に災害を自分事として認識してもらうための工夫がなされているが、広島市豪雨災害伝承館における被災地案内や人と防災未来センターにおける語り部、仁川百合野町地区地すべり資料館における防災教育などは、来訪者が参加を希望することで実施されるものである。

参加に当たっては、参加者が積極的に各施設等の発信する意味内容を主体的に自分事として置き換えていくといった体験が重要と考える。そうした上で、初めて施設を最大限活用できたといえる。広島市豪雨災害伝承館の畠堀副館長は、伝承館を訪れる人に「自ら考える力をつけて欲しい」と強調されていたが、正にそのとおりと考える。災害伝承施設を訪れるに当たっては、「自ら主体的に考え方行動する」ことを意識して、自分事として捉え直す必要がある。

一方、過去に大きな災害がなく、災害伝承施設がない地域においては、他地域の災害伝承施設（特に自らの地域の環境に類似する地域の施設）を訪問する方法が有効であると考えられる。仁川百合野町地区地すべり資料館の土砂災害全般（名称は「地すべり資料館」であるが、地すべりのほか、土石流、土砂崩れなど多様な土砂災害の実態も学べる）を展示している施設、人と防災未来センター（阪神・淡路大震災のみならず自然災害全般を展示）の施設等を訪問することは、自分の地域

³⁶ 内閣府「地区防災計画ハンドブック」（2025.4）14頁

³⁷ 総務省「地域における住民の防災意識の向上」（災害教訓の伝承）に関する調査の結果」（2024.8.29）

の災害発生リスクに置き換えて広く学ぶことができる。また、どの施設にも共通して設置されている、テーマごとの災害展示については、その展示を通して、どのような場所で、どのような災害が起きたか、そしてその災害の特徴的なエピソードは何であったかを知ることで、それを地形上の類似点や相違点等の観点から、自分の地域ではどのような災害が起きる可能性があるかをイメージできるものである。訪問者は自分の地域の自分事として捉え直し、今後の災害に備える必要がある。

この点、熊原教授は、災害伝承施設の展示や被災地案内においては、地図を活用することで、どのような地形的特徴があるところで、どのようなリスクがあるかを理解しやすくなると指摘された。

このため、災害伝承施設においては、地図を効果的に活用した展示やそれに具体的な解説を施すことも効果的であると考えられる。

(2) ステップ2「それぞれの地域の特徴に応じた災害への備え」

ステップ1で自分の地域の特徴と災害リスクについて知った上で、ステップ2としてそれを活かした災害への備えを行う必要がある。「それぞれの地域の特徴に応じた災害への備え」としては、防災備蓄などの「モノ」の備え、行動計画や避難経路の作成といった「コト」の備えの2つが挙げられる。このうち、特に、「コト」の備えについては、地域の実情を踏まえて災害時の行動計画（マイ・タイムライン）を作成するなど、個人レベルにとどまらず、地域レベルで取り組む必要があると考える。本項では、ステップ1を踏まえたものとして、「コト」の備えに絞って筆者の考えを述べる。

災害時にどのような行動を取るか、平時に立てておく計画の例として、マイ・タイムラインが挙げられる。マイ・タイムラインは、広島県の「ひろしまマイ・タイムライン」のほか、他地域でも作成ツールの提供を行っている例があり、こうしたツールを基に個人、更には地域レベルで取り組むことが重要と考える。山梨県山梨市日川地区の事例では、マイ・タイムラインを活用した地区防災計画づくりとして、各個人のマイ・タイムラインを踏まえた上で、地区としてのコミュニティ・タイムラインの作成が行われている³⁸。避難場所や避難経路、避難手段などは個人単位のものであるとともに、地域単位のものとして検討が必要なものもあることから、個人レベルだけでなく、地域レベルと連動させて検討することが、災害時の身を守るための行動につながるといえるのではないか。

3 地域防災リーダー確保の必要性

ここまで、2ステップの地域防災を述べてきたが、実際に地域防災に取り組むに当たっては、地域防災リーダーの存在が重要と考える。広島市や坂町においては、地域防災リーダーを公費で養成しており、各リーダーが中心となって地域での防災に取り組んでいる。

坂本（2020）³⁹では、平成30年7月豪雨の際の高知県の地域防災リーダーの行動として、過去の被災経験や災害リスクの理解などの平時からの備えにより、避難の呼びかけを行った事例が紹介されている。平時、災害時のいずれにおいても、地域の活動を進めるに当たっては、リーダー的存在が不可欠であり、こうした人材の育成・確保が求められる。

また、防災マップづくりやフィールドワークの実施に当たっては、防災の専門知識を持

³⁸ 内閣府「地区防災計画ハンドブック」（2025.4）37頁

³⁹ 坂本淳ほか「突発的な深夜の集中豪雨における地域防災リーダーの対応行動と平時からの備えに関する調査研究—高知県西南地域を事例として—」『土木学会論文集F6（安全問題）』Vol. 76, No. 1 (2020)

つ防災士の協力を得て取り組むことが必要である。

一方で、広島市の事例から分かるように、都市部では住民の関心が希薄であることや、地域防災リーダーとしての担い手が高齢化等により不足しているという問題もあり、地域コミュニティの活性化も含め、地域防災リーダーの担い手の確保の在り方は課題であるといえる。

4 行政による地域防災の支援の在り方

「2ステップの地域防災」に取り組むに当たっては、地域社会だけできることには限界があることから、実効性があり、持続可能な取組とするには、行政による支援が不可欠である。

広島市や坂町の事例では、行政が地域防災の人材の確保・育成や、地域の防災訓練への財政的支援など、多面的に地域防災に対する支援を行っている。こうした支援のもと地域社会が防災に取り組むことで、地域防災はより実効的なものになると考える。

また、災害伝承施設については、本稿で調査した4つの事例のいずれも、運営者に違いはあったが、自治体が設置しているものである。特に、広島市豪雨災害伝承館は地域住民からの取組を受けて設置された施設であり、このような地域防災の発芽を取り入れ、育てられるよう、被災経験のある地域では、こうした伝承の拠点を整備することも、行政に求められる重要な役割といえる。

また、災害伝承の取組が持続可能なものとなるよう、継続的な支援も必要となる。

おわりに

土砂災害の防災をめぐっては、これまで、ハード・ソフトの両面から対策が行われてきた一方、繰り返し災害が発生してきた広島県における状況からもいえるように、未だ道半ばであるといえる。本稿では、これまでの土砂災害防災の施策と地域での取組に関する調査を通じて見えた課題に対して、「2ステップの地域防災」として、地域について熟知した上で、土砂災害のみならず、災害全般に備えることの必要性を提案した。これは、今回対象地域とした広島県に限らず、全国各地で共通していえることである。各地域には独自の地形地質や歴史があり、災害の発生にも地域差がみられる。このため、地域の特性を知ることが災害への備えにつながるという考えである。そして、各地の災害伝承施設を通じて過去の災害の教訓を学び、少しでも土砂災害をはじめとした各種災害による被害が減少することを願う。

本稿執筆に当たり、快く調査に応じていただいた広島市役所、広島市豪雨災害伝承館、坂町役場、仁川百合野町地区地すべり資料館、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの職員の方々、久保純子早稲田大学教授、熊原康博広島大学教授に心から御礼申し上げる。
(本稿は、令和7年9月30日現在の情報を基に執筆した。)

【参考文献】本文及び脚注に掲げたもののほか、以下のものを参考とした。

- ・大橋洋一『災害法』有斐閣（2022）
- ・大村さつきほか「地域住民が主体となった土砂災害に対するタイムラインの検討」『砂防学会誌』Vol. 69, No. 6 (2017)
- ・小池則光、橋本操「土砂災害タイムラインを用いた防災教育の実践と課題 - 岡崎市立常磐東小学校を事例として - 」『土木学会論文集F 6 (安全問題)』Vol. 77, No. 2 (2021)

- ・国土交通省水管理・国土保全局砂防部「特集：平成30年7月豪雨災害I 平成30年7月号を踏まえた実効性のある避難を確保するための土砂災害対策～委員会検討結果～」『水利科学』No. 372 (2020)
- ・小山耕平ほか「広島県内の洪水・土砂災害に関する石碑の特徴と防災上の意義」『地理科学』vol. 72, No. 1, 1-18頁 (2017)
- ・鈴木康弘『防災・減災につなげるハザードマップの活かし方』岩波書店 (2015)
- ・阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター『阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター 令和5年度 年次報告書』(2024. 9)
- ・松井一實「災害に強いまちづくりを目指して」『砂防と治水』第285号 (2025. 6) 24-29頁
- ・国土交通省「土砂災害防止法の概要」<<https://www.mlit.go.jp/river/sabo/sinpoupdf/gaiyou.pdf>> (2025. 8. 6閲覧)
- ・鳥取河川国道事務所「広島県に「土砂災害」が多いのはなぜ？インデックス」<<https://www.cgr.mlit.go.jp/ootagawa/sand/west/page1/index04.html>> (2025. 8. 6閲覧)